

(有 添 付 物)
国海査第 406 号の 2
平成 26 年 12 月 18 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省 海事局
検査測度課長 園田 敏彦



船舶検査の方法の一部改正について (通知)

今般、別紙のとおり船舶検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせいたします。



(有 添 付 物)
国 海 査 第 406 号
平 成 26 年 12 月 18 日

各 地 方 運 輸 局 海 上 安 全 環 境 部 長
北 陸 信 越 運 輸 局 海 事 部 長
神 戸 運 輸 監 理 部 海 上 安 全 環 境 部 長
沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 } 殿

海 事 局 検 査 測 度 課 長

船 舶 検 査 の 方 法 の 一 部 改 正 に つ い て (通 知)

標記について、別紙のとおり船舶検査の方法（海検第40号（平成9年6月16日））の一部を改正したので、業務上遺漏無きよう取り計らわれたい。

また、管内各運輸支局長、海事事務所長及び運輸事務所長にこの旨を周知されたい。

なお、既に証明を受けている内燃機関等の解放整備を行うサービス・ステーションについては、改正後の規定に基づき証明されているものとして取り扱って差し支えない。

○船舶検査の方法

(新)		(旧)
附属書 H 特定のサービス・ステーション等の証明		附属書 H 特定のサービス・ステーション等の証明
6.内燃機関等の解放整備を行う特定のサービス・ステーションの証明		6.内燃機関等の解放整備を行う特定のサービス・ステーションの証明
6.1 適用 (略)	6.1 適用 (略)	6.1 適用 (略)
(1) 1種サービス・ステーション 3000kW	(1) 1種サービス・ステーション 2206kW	(1) 1種サービス・ステーション 2206kW
(2) 2種サービス・ステーション 735kW	(2) 2種サービス・ステーション 735kW	(2) 2種サービス・ステーション 735kW